

有明海における類型指定について（案）

(1) 産卵場・生育場として好適な水域の状況

有明海では、水域の状況を踏まえ、全域を水生生物の生息する水域として類型指定することが適当であると考えられる。

そのうち、干潟、藻場、浅場等の状況、主要魚介類の生態特性及び漁場分布、魚卵・幼稚仔の分布等を勘案すると、干潟、藻場、浅場を中心とした以下の水域が水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域であると考えられる。（図 1）

なお、参考資料 3 に記載のとおり、これまでの海域の類型指定においては、底質が泥質であることは産卵場及び幼稚仔の生育場として適した状況ではないと整理してきたが、資料 2 一別紙 3 のとおり、有明海においては湾奥浅海水域の支配的な底質であるシルトが魚類の生育に悪影響をもたらしておらず、むしろそれに適応した生活様式を有する魚類が生息し、多くの魚種にとって生活の重要な時期である仔稚期の生育場ともなっていることから、有明海においては底質が泥質であることを理由に魚介類の産卵や生育に適した水域から除外しないこととした。

● 湾奥部～湾口部沿岸の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、ムツゴロウ、ヒラメ、ウシノシタ類（イヌノシタ、コウライアカシタビラメ、アカシタビラメ）、マコガレイ、クロダイ、ガザミ、クルマエビ、アサリ、サルボウ、ハマグリ、タイラギ

【生育場】スズキ、ムツゴロウ、ヒラメ、ウシノシタ類（イヌノシタ、コウライアカシタビラメ、アカシタビラメ）、マコガレイ、ホシガレイ、マダイ、クロダイ、ガザミ、クルマエビ、アサリ、サルボウ、ハマグリ、タイラギ

● 島原半島沖・宇土版等沖合の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、ヒラメ、ウシノシタ類（イヌノシタ、コウライアカシタビラメ、アカシタビラメ）、マコガレイ、クロダイ、ガザミ、クルマエビ

【生育場】スズキ、ヒラメ、ウシノシタ類（イヌノシタ、コウライアカシタビラメ、アカシタビラメ）、マコガレイ、ホシガレイ、マダイ、クロダイ、ガザミ、クルマエビ

(2) 類型指定案

上記の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域を特別域（海域生物 A 類型として指定する水域）とすると、図 2 となり、湾奥部～湾口部の沿岸部に干潟が、湾口部の島嶼部周辺と沿岸部に藻場が、湾奥部～湾口部に浅場が存在することから、有明海全体に特別域が広がり、湾央部～湾口部の一部に特別域が飛び地として存在する。

水域を細分して類型指定することは実際の水質管理上に混乱が生じるおそれがあるため、類

型指定された各水域が複雑な形状とならないよう、湾中央部～湾口部に点在する特別域の周辺水域を含めた水域を水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域とし、海域生物特A類型として一括して指定することとする。また、その他の水域を海域生物A類型として指定することとする。結果は図3に示すとおりである。

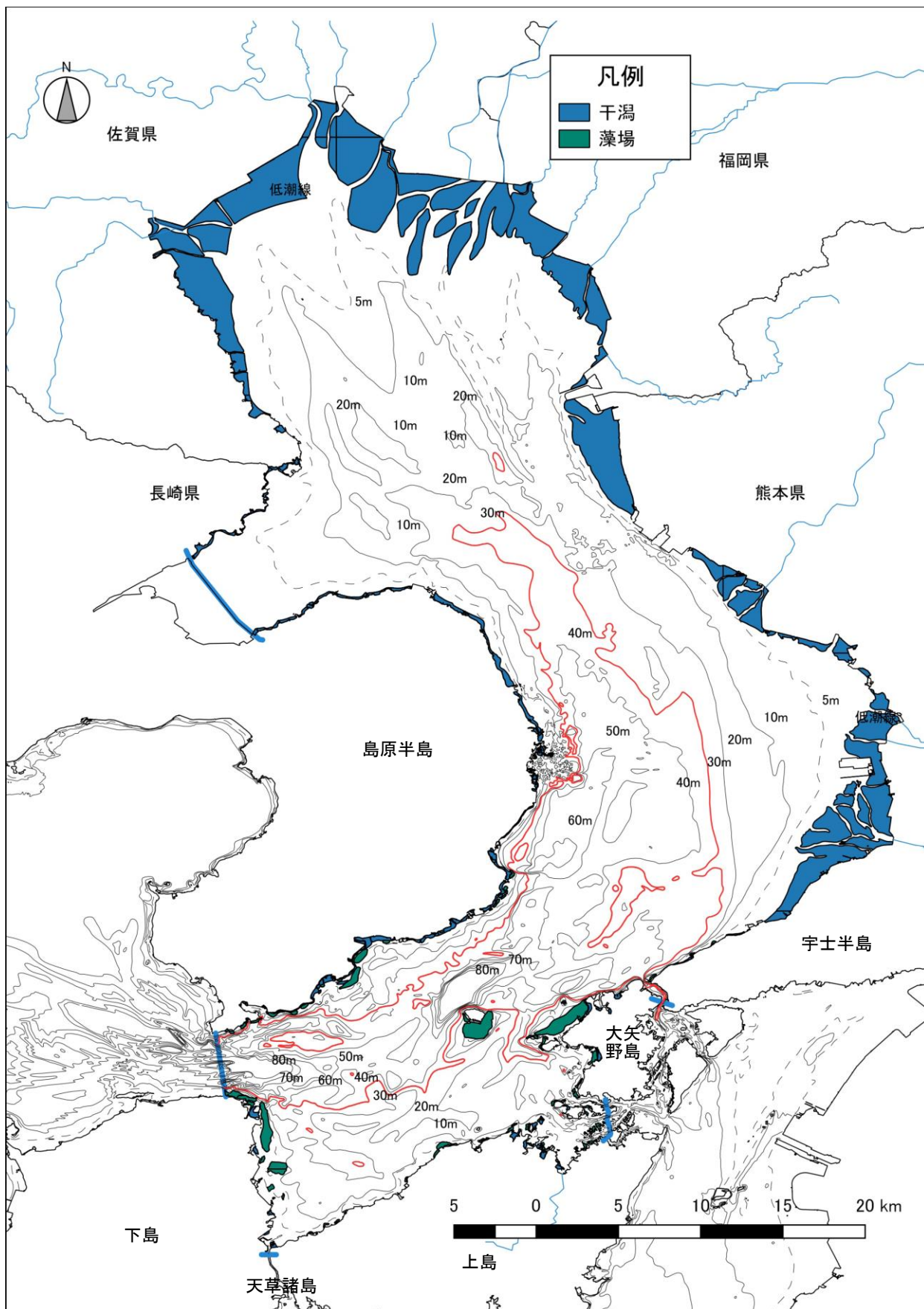


図1 有明海における産卵場及び幼稚仔の生育場として好適と考えられる水域

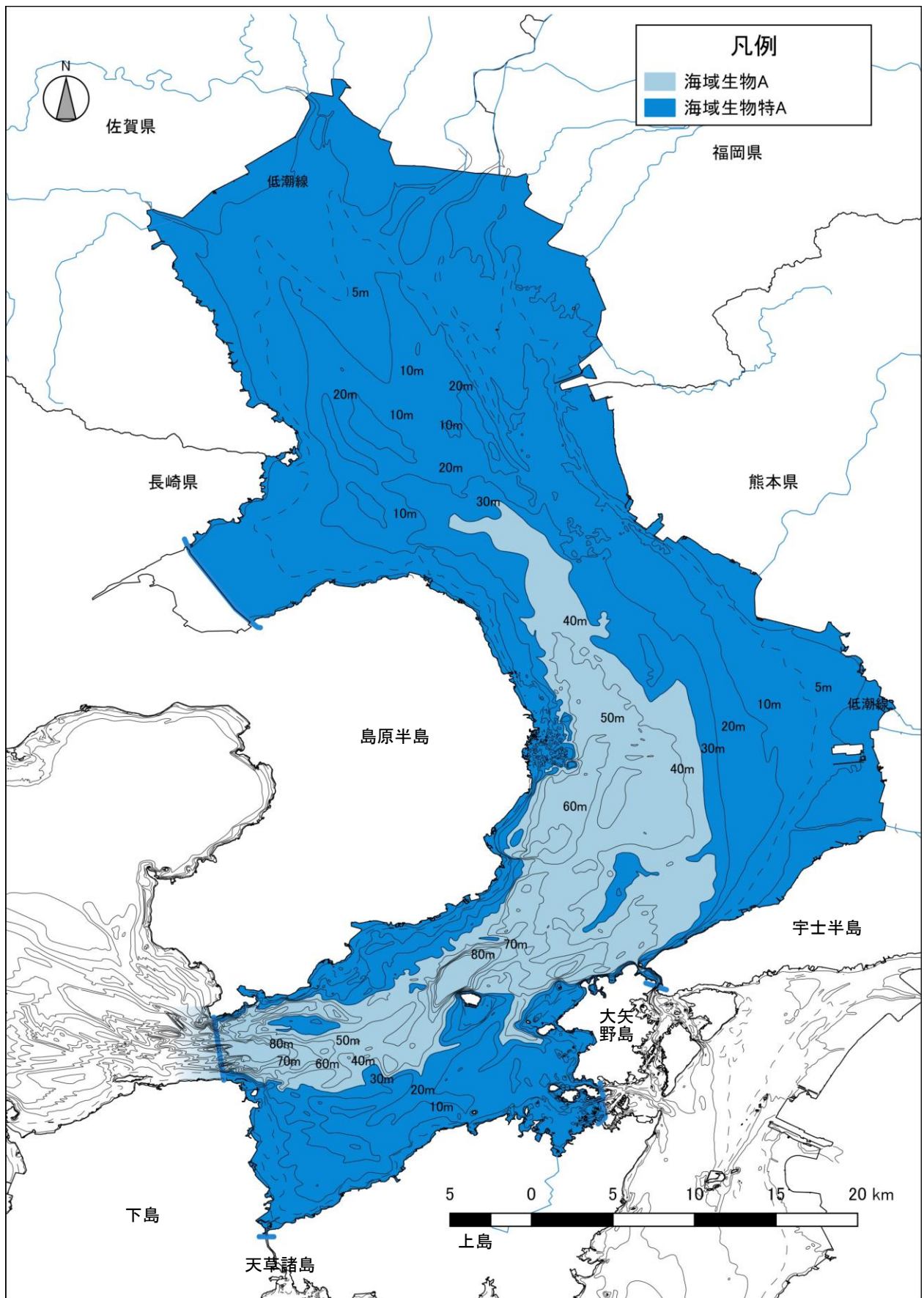


図2 図1の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として好適な水域を特別域とした図

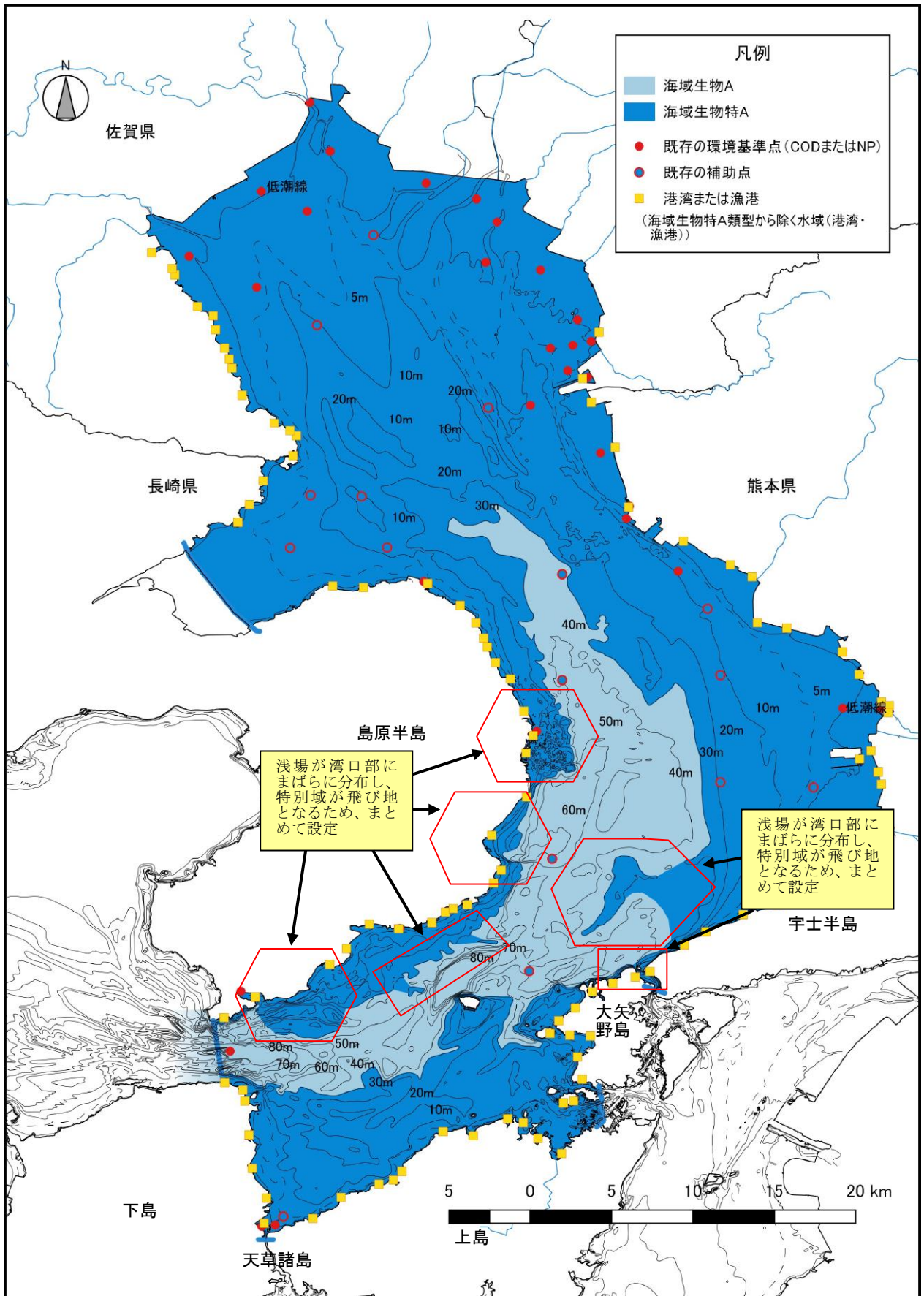


図3 有明海における生物A、生物特A類型の類型指定(案)